

## 和歌山大学システム工学部長選考規程

制 定 平成 7年10月 2日

最終改正 平成27年 3月19日

第1条 和歌山大学システム工学部長（以下「学部長」という。）は、学部配置の専任教授のうちから和歌山大学システム工学部教授会規程第2条第2項に規定する教授会（以下「拡大教授会」という。）の議を経て学長が選考する。

第2条 学部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
  - (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
  - (3) 学部長が欠員となつたとき。

2 学部長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月以前に、同項第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに行う。

第3条 学部長は、学部配置の専任教授の中から選考する。

第4条 拡大教授会は、学部長候補者（以下「候補者」という。）を選考するため、本学部配置の専任教員（以下「選査資格者」という。）により選査を行う。

2 選挙日において、休職中の者及び海外渡航中の者は、選挙資格者から除外する。

第5条 選挙は、単記無記名投票により行う。

第6条 開票は、学部長が評議員立会いの下に行う。

第7条 選挙は、構成員3分の2以上出席の拡大教授会において行う。

2 前項の拡大教授会において出席者の過半数の得票者を候補者とする。

3 得票過半数の者がないときは、各得票者の得票数とその次位以下の者の得票総数との合計が投票総数の2分の1を超える者のみについて、過半数の得票者を得るまで繰り返し選挙を行う。ただし、得票同数者に対しては、必要に応じ別に投票を行い順位を定める。全員得票同数のときは、年長順による。

第9条 候補者が選定を辞退したとき、拡大教授会は、辞退者を除き、再び第7条及び第8条の規定に従い学部長候補者を選定する。

第10条 学部長の任期は、2年とする。

第11条 この規程の解釈について疑義が生じたときは、拡大教授会の議を経て学長が決定する。

## 附 則

- この規程は、平成7年10月2日から施行し、平成7年10月1日から適用する。
  - この規程施行の際現に任命されている学部長の任期は、第12条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

## 附 則（平成17年4月15日一部改正：法人和歌山大学規程第425号）

この改正規程は、平成17年4月15日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1620号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。